

令和4年第3回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和4年9月1日(木) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	近藤 晃一	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	森田 裕康
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	富井 文枝	住 民 生 活 部 長	吉田 一弘
事 業 部 長	吉村 良昭	教 育 次 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	増田 篤人
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
まちづくり推進課長	池田 佳永	都 市 整 備 課 長	廣瀬 好郁
教 育 推 進 課 長	吉田 彰宏	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議 会 事 務 局 主 事	島田 ちひろ
-------------	-------	---------------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議席の指定
- 第 3 常任委員会委員の選任について
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 行政報告
- 第 7 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）
- 第 8 議案第 1 号 安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 9 議案第 2 号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第10 議案第 3号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 4号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第12 議案第 5号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 8号 安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第16 議案第 9号 安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第17 議案第10号 安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 第18 議案第11号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について
- 第20 議案第13号 令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について
- 第21 議案第14号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について
- 第22 認定第 1号 令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 第23 認定第 2号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第24 認定第 3号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第25 認定第 4号 令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の  
認定について
- 第26 認定第 5号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につい  
て
- 第27 認定第 6号 令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について
- 第28 報告第 2号 令和3年度決算に係る健全化判断比率報告書について
- 第29 報告第 3号 令和3年度決算に係る資金不足比率報告書について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今から、令和4年第3回安堵町議会定例会を開会いたします。

出席議員は9名です。

定足数に達しております。会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 令和4年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

まずは、私ごとでございますが、今回の町長選挙に出馬をさせていただき、4期目を迎えることができました。大変光栄に感じるとともに、身の引き締まる思いでございます。向こう4年間、町の発展と活性化に一生懸命頑張ってまいりますので、議員の皆様方の御指導御協力の程、切にお願い申し上げます。

さて、今年の夏は、7月半ばから新型コロナウイルス感染者が急増、特に子供の感染者が多

い第7波が到来をしております。安堵町ではコロナ新規感染者が多数発生する日が続いているところでもございます。そのような中、8月21日には、3年ぶりに安堵町において花火大会が催されました。町外からも心待ちにしている方々が多数来町され、夜空に広がる華麗な花火は、夏の夜の大きな楽しみでございます。

また、空を見上げると、赤トンボが飛び交い、秋の雲が見えたりと、少しずつ季節は秋へと向かっているようです。この時期は台風等の自然災害が発生しやすい季節でございます。災害に対する備えに万全を期してまいりたい、このように考えているところでございます。

それでは、本日提案させていただきます案件ですが、専決処分の報告1件、人事案件5件、条例の制定と一部改正6件、令和4年度補正予算2件、契約の締結案件1件、令和3年度決算の認定6件、決算に係る報告2件の、合計23件でございます。

議員の皆様には御審議いただく前に、順を追って案件の概略を申し述べさせていただきます。

報告第1号は、コロナ禍において住民税非課税世帯のうち、令和4年度に新たに対象となられた世帯の生活支援として、1世帯につき10万円の臨時特別給付金を速やかに支給するため、令和4年度一般会計予算の増額補正を令和4年6月24日に専決処分をいたしましたので、報告するものでございます。

次に、議案第1号は、本年9月30日をもって、堀口善友副町長の任期が満了するため、その後任者として新たに、富井文枝氏を副町長に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号は、同年9月30日をもって、辰己秀雄教育長の任期が満了します。同氏を引き続き教育長に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第3号は、本年9月30日をもって、山嶋幸子公平委員会委員の任期が満了します。同氏を引き続き公平委員に選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第4号は、同年9月30日をもって、岡田治子教育委員会委員の任期が満了します。引き続き同氏を教育委員に任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第5号は、本町の桑原眞代人権擁護委員が、本年12月31日をもって任期満了となります。その後任者として新たに、吉田敏子氏を人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第6号は、土地の境界の位置と面積を確定する際に立ち合いしていただく、地籍調査員に係る報酬と旅費を定めるために、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に追加を行うものでございます。

次に、議案第7号は、育児休業の取得制限を緩和するために、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和4年10月1日に施行することに伴い、本町の職員の育児休業等に関するする条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号から議案第10号までは、安堵町が設置する基金を見直し、新設または廃止して整備するために制定する条例でございます。

次に、議案第11号は、まほろば環境衛生組合の、ごみ中継施設の建設のため本町の環境美化センターを廃止することに伴い、安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例について、同センターの設置を定める規定を削除するための改正でございます。

次に、議案第12号は、令和4年度一般会計の補正予算でございます。一つ目として、低所得者の介護保険料軽減負担分を介護保険特別会計に繰出すための増額でございます。二つ目としては、基金の積立で令和3年度剰余金の一部を財政調整基金に、また今回新設する教育・文化振興基金と、公共施設等整備基金に新たに積み立てるための増額でございます。三つ目としては、令和3年度決算確定に伴う繰越金の増額、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の算定確定による歳入の財源更正と、地方債補正の限度額変更の補正でございます。

次に、議案第13号は、令和4年度安堵町介護保険特別会計、保険事業勘定の補正予算ですが、一つ目として、低所得者介護保険料の軽減分に係る一般会計からの繰入れ、二つ目としては、令和3年度介護給付費負担金、国庫、県費等の実績生産に伴って生じる償還金交付金でございます。三つ目としては、剰余金を介護給付費準備基金の積立。以上のように増額補正するための補正でございます。

次に、議案第14号は、国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業のために必要な土地代金及び工作物移転に係る契約の締結でございます。

次に、認定第1号は、令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定で、歳入総額39億268万6,294円、歳出総額36億2,487万3,097円、差引額2億7,781万3,197円、このうち2,376万3,000円は令和4年度に繰越しをいたします。

認定第2号は、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定です。歳入総額10億2,502万3,834円、歳出総額

議長（森田 瞳） 町長、恐れ入ります。ちょっと資料が不備で、準備いたしますので自席でちょっと中断していただけますか。お願いいたします。

議案第14号まで、ここに目次がございますねんけどね、それ以後の分ちょっと配布、抜けてましたのでちょっとお待ちください。

(資料配布)

議長（森田 瞳） 再開をいたします。

議案第14号まで終わりましたので、恐れ入ります、認定第1号からお願いいたします。

町長（西本安博） それでは、改めまして認定第1号でございます。令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定です。歳入総額39億268万6,294円、歳出総額36億2,487万3,097円、差引額2億7,781万3,197円でございます。このうち2,376万3,000円は令和4年度に繰越しをしております。

認定第2号は、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額10億2,502万3,834円、歳出総額10億3,216万5,811円、差引額マイナス714万1,977円ではありますが、単年度では黒字となっており、累積赤字は一部改善をしております。

次に、認定第3号、令和3年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入歳出ともに総額2億5,723万7,312円、差引額0円でございます。

認定第4号は、令和3年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額7億4,996万3,296円、歳出総額7億3,993万3,709円、差引額1,002万9,587円でございます。

次に、認定第5号は、令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定でございます。歳入総額1億1,011万6,343円、歳出総額1億968万5,143円、差引額43万1,200円でございます。

次に、認定第6号、令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定です。収益的収入1億8,911万7,929円、収益的支出1億6,436万9,161円、差引額2,474万8,768円となります。資本的収入は0円、資本的支出は3,586万9,575円でございます。差引額マイナス3,586万9,575円でございます。この不足分につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額を補填しているところでございます。

報告第2号、令和3年度決算における健全化判断比率報告書については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

次に、報告第3号の、令和3年度決算における資金不足比率報告書につきましても、同法律に基づき報告を行うものでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「諸般の報告」。

議員の紹介について。7月10日に執行されました安堵町議会議員補欠議員選挙において当選されました2名を紹介いたします。

只今、着席されております仮議席3番 近藤晃一議員と、6番 森田裕康議員です。

お二人から挨拶をお願いしたいと思いますので、はじめに近藤晃一議員からお願いいたします。

3番（近藤晃一） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、近藤議員。

（近藤議員 登壇）

3番（近藤晃一） 近藤でございます。先輩議員とともに議会の運営にしっかりと取り組んでいきたい、こんな思いでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

議長（森田 瞳） ありがとうございます。

続きまして、森田裕康議員お願いいたします。

6番（森田裕康） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、森田議員。

（森田裕康議員 登壇）

6番（森田裕康） おはようございます。森田裕康です。今、非常に緊張しております。これから町民の方々のために頑張っていきたいと思っております。何卒、御指導御鞭撻をよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

(拍手)

議長（森田 瞳） ありがとうございました。

---

議長（森田 瞳） それでは、日程第2「議席の指定」を行います。

近藤議員と森田裕康議員の議席について、安堵町議会会議規則第3条第2項の規定により、只今の仮議席を本議席に指定をいたします。

よって、議席番号3番が近藤議員、6番が森田裕康議員となります。

よろしく願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第3「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会について2名の欠員があります。安堵町議会委員会条例第7条第4項の規定により、3番 近藤議員及び6番 森田裕康議員をそれぞれ総務産業建設常任委員会委員及び文教厚生常任委員会委員に指名したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、近藤議員及び森田裕康議員を総務産業建設常任委員会委員及び文教厚生常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、空席となっております文教厚生常任委員会の副委員長長の互選を行うため、暫時休憩いたします。約10分でございます。しばらく休憩いたします。

---

休 憩 (午前10時15分)

再 開 (午前10時21分)

---

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、再開いたします。

文教厚生常任委員会副委員長の互選結果について報告をいたします。

副委員長7番 浅野勉議員です。

以上、よろしくお願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第4「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 近藤晃一議員、4番 山岡敏議員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

---

議長（森田 瞳） 日程第5「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から16日までの16日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から16日までの16日間とすることに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第6「行政報告」を行います。

町長（西本安博） はい。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長（西本安博） 行政報告を行わせていただきます。新型コロナウイルスのワクチンの接種状況ということでございます。

新型コロナウイルス感染症に関して、安堵町でも第7波の影響を受け感染者の増加が続いています。令和4年8月31日、昨日ですね、昨日13例が発生して累計で942例になっております。7月以降昨日までの2か月間で566人の方が感染されるという、非常に感染率が高い状況でございます。

そのため、4回目の新型コロナウイルスワクチン集団接種は7月17日から8月30日までの間、本町福祉保健センターにおいて実施いたしました。現実的には8月21日の日曜日をもって集団接種は終了しているところでございます。

4回目接種済みの状況ですが、60歳以上の方は2,345名、対象者全体の77.3%でございます。18歳以上60歳未満の方については、基礎疾患を有する方、新型コロナウイルス感染症にかかった場合重症化のリスクが高いと医師から認められた方、医療従事者等が対象で81名が接種をされております。

また、国は現在、この秋、まだちょっと非常に未定でございますが、この秋以降にオミクロン株に有効な二価ワクチンの接種を検討しているところでございます。このことにつきましては、詳細がわかりましたら準備を整え、住民の皆様にお知らせをさせていただきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。辰己教育長。

(辰己教育長 登壇)

教育長（辰己秀雄） 失礼します。教育委員会 辰己でございます。

教育委員会の所管事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関連する事項で、6月の議会で御報告させていただいた以降の新たな事項について報告をさせていただきます。

まず、町立学校において1学期の教育課程の計画的な執行を終え、修学旅行も、中学校は徳島・香川方面、小学校の方は姫路・淡路方面、感染に配慮し実施でき、また、水泳指導につき

ましても今年度は実施することができました。

昨日までの夏期休業を終え、本日より2学期の始業を迎えております。この間、こども園、学童保育、中学校の部活動は課業しておりましたが、コロナウイルス感染症拡大の余波を受け、個別各家庭の罹患報告を受けながらも、何とか組織的拡大を回避してきたところでございます。

本日より2学期を迎える中、学校・園・各家庭と情報共有を密にしながら継続してコロナ感染拡大防止に努め、熱中症対策とともに行事の見直しについても校園長会で連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、運動会・体育大会については昨年度同様、来賓自粛の下、保護者参加制限や学年別参観等の工夫を加えた開催を予定しております。

次に、教育委員会が所管しております社会教育施設等の施設利用でございますが、基本的な感染対策を行い、利用制限を設けながら施設利用をいただいている状況でございます。

本年度の文化祭については、昨年度と同様、ステージ発表は中止し、みんなの作品展として開催を予定しております。

今後も感染拡大防止を図り、町立学校の諸行事の実施、社会教育施設の運営に努めたいと思っております。

以上、教育委員会関係の御報告とさせていただきます。

議長（森田 瞳） これで行政報告を終わります。

---

議長（森田 瞳） 日程第7 報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 改めまして、おはようございます。総合政策課 富士です。よろしくお願いたします。報告第1号「専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般

会計補正予算（補正第4号）について」、御説明させていただきます。

本補正につきまして、歳入歳出それぞれ1,520万円を追加し、歳入歳出それぞれ35億9,639万1,000円となりました。

補正理由といたしまして、コロナ禍において住民税非課税世帯のうち、令和3年度には対象外でおられましたが、令和4年度には新たに対象となられた世帯の生活支援として、1世帯につき10万円を臨時特別給付金として支給するため増額補正するものでございます。

なお、速やかに対応する必要があったため、令和4年6月24日に専決処分させていただきました。

それでは、補正予算書に基づいて御説明させていただきます。補正予算書9ページ、10ページを御覧ください。

歳出です。3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として1,520万円の増額。この財源は、全額国庫補助金で、補正予算書7ページ、8ページ、歳入をお願いいたします。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金におきまして、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、非課税世帯給付金分として1,520万円増額でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めらる。

令和4年9月1日報告、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月24日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,639万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月24日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億457万円、補正額1,520万円、計2億1,977万円。

歳入合計。

補正前の額35億8,119万1,000円、補正額1,520万円、計35億9,639万1,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額7億3,725万4,000円、補正額1,520万円、計7億5,245万4,000円。

歳出合計。

補正前の額 35億8,119万1,000円、補正額1,520万円、計35億9,639万1,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御承認の程、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより報告第1号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第1号は、原案のとおり承認されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第8 議案第1号「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、富井文枝氏の退場を求めます。

（富井文枝氏 退場）

議長（森田 瞳） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） それでは、議案第1号「安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて」、でございます。本案の提出理由を御説明させていただきます。

令和4年9月30日をもって、堀口善友副町長の任期が満了するため、その後任者として新たに、富井文枝氏を副町長に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

富井氏は平成9年1月に本町に入庁し、福祉部門、総務部門等を中心に従事をしてまいりました。

人格は高潔で、住民、他の自治体関係者からの信頼が厚く、第5次総合計画に沿った効果的な行政運営に必要な人材であると考えております。

履歴につきましては、お手元の資料を参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 安堵町副町長の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2丁目3番地32号

氏名 <sup>とみい</sup>富井 <sup>ふみえ</sup>文枝 昭和38年8月16日生

でございます。御審議、御可決の程、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより、本案につき質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願ひます。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は、同意することに決定いたしました。

選任同意されました富井氏の入場を許可します。

（富井文枝氏 入場）

議長（森田 瞳） 富井氏に御報告申し上げます。只今の、議案第1号は、議員全員の賛成で同意されました。

富井氏、御挨拶をよろしくお願ひ申し上げます。

（富井文枝氏 登壇）

富井文枝氏 皆様、改めまして、おはようございます。富井でございます。

只今、皆様の御同意を頂戴いたしまして、副町長の選任につきまして御同意いただきましたこと、誠にありがとうございます。

このお話を町長から頂戴いたしました折には、あまりの重責に大変、悩みもいたしましたが、本日このように皆様の御同意を賜りまして、背中を押していただき、改めまして、決意を新たにした次第でもございます。

これからは、職員一丸となりまして、住民皆様のより良い暮らしのため、一つ一つ問題解決に向けて丁寧に対応してまいる所存でございます。

そしてまた、西本町政をお支えすべく、一意専心、精進してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導御鞭撻を賜ることをお願いを申し上げ、また、御同意いただきました御礼と、そして御挨拶と代えさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

議長（森田 瞳） ありがとうございます。なお、この月いっぱいをもちまして、堀口副町長が退任される訳ですけれども、長らく職員、そしてまた副町長を務めていただいて、この本会議が最後の議会になろうかという思いもいたします。最終日に、堀口現副町長よりいろいろと語っていただきながら、御挨拶を頂戴したいと思っておりますので、その際にどうぞ副町長、よろしくお願い申し上げます。

---

議長（森田 瞳） 日程第9 議案第2号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、辰己教育長の退場を求めます。

(辰己教育長 退場)

議長（森田 瞳） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) 議案第2号「安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、  
でございます。

令和4年9月30日をもって、辰己秀雄教育長の任期が満了いたしますが、次期においても  
同氏を教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

辰己氏は平成28年4月から指導主事として、令和元年10月からは教育長として、広く教  
育分野における行政を推進していただいております。

人格は高潔で、学校教育、生涯学習に対する真摯な姿勢、本町の文化を生かす意志は住民、  
関係者から信頼が厚く、今後も同氏に任せたいと考えております。

なお、同氏の履歴については、お手元の資料を参照にさせていただきたいと思ひます。割愛さ  
せていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 安堵町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関す  
る法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字西安堵576番地

氏名 たつみ辰己 ひでお秀雄 昭和30年8月20日生

でございます。御審議、御可決の程よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、同意することに決定いたしました。

辰己教育長の入場を許可します。

(辰己教育長 入場)

議長(森田 瞳) 辰己教育長に御報告申し上げます。只今の、議案第2号は、議員全員の賛成で同意されました。

御挨拶をお願いいたします。

(辰己教育長 登壇)

教育長(辰己秀雄) 失礼します。辰己でございます。この度、議会での御承認を賜り、一言、御礼と再任の挨拶をさせていただきます。

前任期間中は、皆様方の御協力の下、虚心坦懐、教育環境整備に全力で傾注してまいりました。今後は町長の目指す、教育効果のさらなる向上を図ることを目的に0歳から15歳まで切れ目のない、自主的な効果の得られるような仕組みづくり、特色ある安堵町の学校教育、そして社会教育の連携充実に努めてまいりたいと考えております。

本日より2学期を迎える中、継続してコロナ感染拡大防止、熱中症対策に努め、学校・園教育、社会教育の推進に人力を尽くしたいと考えております。

皆様方の御理解と御指導を引き続き賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(拍手)

議長(森田 瞳) ありがとうございました。

議長（森田 瞳） 日程第10 議案第3号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めること  
について」、議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第3号「安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて」、提案理由の説明をさせていただきます。

山嶋幸子委員が、令和4年9月30日をもって、任期満了となります。引き続き同氏を同職  
に選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、本年10月1日から令和8年9月30日までの4年間です。

議案書を朗読させていただきます。

議案第3号 安堵町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第26  
1号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字窪田202番地

氏名 やましま さちこ 山嶋 幸子 昭和24年10月16日生

の方です。御審議、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は同意することに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 日程第11 議案第4号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富士青美) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。富士総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) 議案第4号「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、提案理由を説明させていただきます。

岡田治子委員が令和4年9月30日をもって任期満了となります。引き続き同氏を同職に任命することについて議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は本年10月1日から令和8年9月30日までの4年間です。

議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵1308番地

氏名 <sup>おかだ</sup>岡田 <sup>はるこ</sup>治子 昭和30年4月16日生

の方です。御審議、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は同意することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第12 議案第5号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第5号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、提案理由の御説明をさせていただきます。

人権擁護委員の、桑原眞代氏が令和4年12月31日をもって任期満了となります。後任者として、吉田敏子氏を新たに推薦することについて、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

議案書を朗読いたします。

議案第5号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

記。

住所 奈良県生駒郡安堵町大字笠目484番地の2

氏名 よしだ としこ 吉田 敏子 昭和25年2月23日生

の方です。御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

人権擁護委員の推薦について適任とすることに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

人権擁護委員の推薦は適任と決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 只今、10時55分です。

11時10分まで、暫時休憩いたします。

-----  
休 憩（午前10時55分）

再 開（午前11時10分）  
-----

議長（森田 瞳） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第13 議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第6号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を説明させていただきます。

土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を確定する際に立ち会っていただく、地籍調査員に係る報酬と旅費を定めるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。右の欄のとおり、別表に「日額7,800円」、「日当2,600円」、宿泊料等を規定する項を追加し、公布の日から施行したいと考えております。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

改正文は、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第14 議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第7号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、御説明させていただきます。

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、令和4年10月1日に施行します。これに伴い、本町の職員の育児休業等に関する条例について、新旧対照表のとおり所要の改正を行うものがございます。

主な改正内容といたしまして、一つ目として、同一の子に係る育児休業を原則1回のところ、2回までとすることができるようになるため、必要な事項を定めます。

二つ目といたしまして、非常勤職員の、子の出生後8週間以内の育児休業について、任用期間が、現行「引き続き雇用された期間が1年以上」であることと条件づけておりますが、出生後8週間以内の間の育児休業を取得しやすくするよう緩和するために改めます。

三つ目として、子が1歳以降の育児休業について、夫婦交代で取得できるよう、必要な事項を定めます。

その他、文言の整理です。

なお、当該、一部改正条例の施行日は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正の施行日と同じく令和4年10月1日とします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次ページ以降の改正は、先程説明したとおりですので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第15 議案第8号「安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、議案第8号について御説明させていただきます。

本町に必要な基金を見直し、整理するために必要な条例の制定をするものでございます。

はじめに、議案第8号でございますが「安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について」、地域福祉基金は、平成3年12月16日に当該基金に関する条例が施行し、設置されたものです。しかし、その後、他の行政の事業で対応できていることもあり、当該基金は本来の設置目的のために活用が無い状態が続いております。そこで、当基金を廃止することとし、そのために定める条例です。

なお、施行日は令和4年10月1日です。

議案書を朗読いたします。

議案第8号 安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定に

ついて

安堵町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしくお願いたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第8号は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第16 議案第9号「安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

(富士総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富士青美) それでは、議案第9号「安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、御説明させていただきます。

町が所有する建物及び道路等、インフラ施設といった公共施設等の補修等には、その状態・状況次第では多額な費用を要する場合がございます。今後、保全及び維持補修を計画的に進める上で要する積み立てを行っていくために、公共施設等整備基金を新設するために、地方自治法第241条第1項の規定により制定するものでございます。

内容といたしましては、2ページ以降の本文にありますように、設置目的・積立額・管理等を定めております。

施行日は令和4年10月1日です。

議案書を朗読いたします。

議案第9号 安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

安堵町公共施設等整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、今の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長(森田 瞳) これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第9号は、総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第17 議案第10号「安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第10号「安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」、提案理由を説明させていただきます。

現行の文化振興基金は、文化の振興と普及を通じて地域づくりの推進を図ることを目的として平成3年度に設置されました。これを見直し、教育と文化に関し幅広く活用できるように、教育・文化振興基金を新たに設置するために制定する条例でございます。

こちらにも、本文にありますように、基金の設置目的・管理・運用収益の処理そして処分・繰替運用等を定めるものでございます。

議案書を朗読させていただきます。

議案第10号 安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について  
安堵町教育・文化振興基金の設置、管理及び処分に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決の程、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長(森田 瞳) 日程第18 議案第11号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

住民課長(増田篤人) はい、議長。

議長(森田 瞳) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長(増田篤人) 改めまして、おはようございます。住民課 増田でございます。よろしくお願いたします。議案第11号「安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」、説明させていただきます。

本件につきましては、安堵町環境美化センターが、まほろば環境衛生組合の可燃ごみ中継施設建設のため、施設の解体工事を進めております。その完了が令和4年10月下旬を予定しており、また環境に係る事務についても住民課で担当していることから、本条例における安堵町環境美化センターの設置規定を見直すため所要の条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案書の3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第2条の2安堵町環境美化センターの設置規程を削り、削除いたします。

なお、この条例は公布の日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第11号 安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。  
令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいた内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

本件につきまして、御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第19 議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第12号「令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について」、御説明させていただきます。

補正理由といたしまして、一つ目、低所得者の介護保険料の軽減負担分が確定したことによる、介護保険特別会計への繰出金の増額です。

二つ目、令和3年度剰余金のうち、約半分程を財政調整基金に、また、先程上程させていただきました条例に関係する、教育・文化振興基金と、公共施設等整備基金に新たに積み立てするための増額補正でございます。

歳入は令和3年度決算確定に伴う繰越金の増額、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の算定確定による歳入の財源更正と臨時財政対策債発行可能額の確定に合わせて限度額を変更する変更額に伴う地方債補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第12号 令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）

令和4年度安堵町一般会計補正予算（補正第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,443万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億3,082万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

以下省略。

御審議、御可決の程、よろしくお願ひいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

只今、議題となっております議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託したいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よつて議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 日程第20 議案第13号「令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。井上健康福祉推進室課長。

（井上健康福祉推進室課長 登壇）

健康福祉推進室課長（井上育久） 改めまして、おはようございます。健康福祉推進室 井上でございます。よろしくお願ひいたします。議案第13号「令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について」、それでは説明させていただきます。

本補正につきましては、一つ目として、令和3年度に概算交付を受けておりました介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び低所得者軽減負担金について、実績に基づいて精算したところ316万8,000円の超過交付が生じたので、令和4年度で返還するための増額補正と、令和3年度の実績精算で840万4,000円の追加交付を受けましたので、歳入の財源更正を行います。

二つ目として、決算の結果、剰余金が発生いたしましたので1,526万5,000円を介護給付費準備基金として積み立てを行うための補正でございます。

三つ目としましては、低所得者に対して軽減措置を実施している介護保険料に充当する国庫支出金と県支出金の交付金額が確定したため、歳入での財源更正を行うための補正でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書に基づいて説明させていただきます。補正予算書11ページを御覧ください。

歳出の部。

4款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 介護給付費準備基金積立金で1,526万5,000円の増額補正でございます。

6款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 償還金で316万8,000円の増額補正でございます。

財源といたしましては、2ページ戻ってもらいまして7ページを御覧ください。

歳入の部。

1款 保険料、1項 介護保険料、1目 第1号被保険者保険料でマイナスの51万9,000円の減額補正です。

3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金で200万1,000円の増額補正です。

5款 県支出金、1項 県負担金、1目 介護給付費負担金で578万8,000円の増額補正です。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 低所得者保険料軽減繰入金で113万4,000円の増額補正でございます。

8款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金で1,002万9,000円の増額補正でございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第13号 令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第13号 令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）

令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,843万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,718万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

議長（森田 瞳） 課長、それ以降はいいですよ。先程と重複してますから。

健康福祉推進室課長（井上育久） はい。次のページ以降は、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御可決の程、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

議長（森田 瞳） 日程第21 議案第14号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について」を議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） 議案第14号「国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について」、提案理由の説明をいたします。

大和川河川改修遊水地整備のために必要な、安堵町が所有する土地の代金及び工作物移転に係る契約を締結するために議会の議決を要するものでございます。

近畿地方整備局大和川河川事務所長との随意契約となります。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第14号 国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について

国土交通省による大和川直轄河川改修遊水地整備事業における土地代金及び工作物移転に伴う契約の締結について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年安堵村条例第2号）第3条の規定により、議

会の議決を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

記。

1. 契約の方法 随意契約
2. 契約の金額 8, 315万5, 828円
3. 契約の相手方 大阪府柏原市大正2丁目10番8号 近畿地方整備局大和川河川事務所長  
分任支出負担行為担当官 山本 浄二

以上でございます。

御審議、御可決の程、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

なお、この議案でございますけれども、急がれる遊水地の関連事業、そしてまた伴います、隣接しております、まほろば組合の関連造成事業、これが昨今に渡りまして若干、事業の変更を生じざるを得ないという状況になってきております。

この関係のものを我々議会の方も承知いたしたいので、只今議題となっております議案第14号とともに総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っておりますので、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

議長（森田 瞳） 只今、11時40分でございます。

暫時休憩をいたします。

午後1時に再開したいと思います。よろしく願いいたします。

-----  
休 憩（午前11時40分）

再 開（午後12時57分）  
-----

議長（森田 瞳） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第22 認定第1号「令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、  
日程第27 認定第6号「令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について」までの6議案  
を一括議題といたします。

只今、議題といたしました6議案について、一括して説明を求めます。

会計室長（西田淳二） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。会計室長。

（西田会計室長 登壇）

会計室長（西田淳二） 会計室長 西田でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは  
認定第1号から第6号、令和3年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事  
業会計決算の認定につきまして、一括して御説明いたします。

本年5月の出納閉鎖の後、令和3年度決算処理を行いまして、7月20日から27日の3日  
間の監査委員による決算審査を得まして、本9月議会定例会において認定をお願いすべく上程  
するものでございます。

それでは、認定第1号から第6号までの議案書を朗読いたします。

認定第1号～第5号 令和3年度安堵町歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和3年度安堵  
町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求めらる。

1 令和3年度安堵町歳入歳出決算の認定について

議長（森田 瞳） ちょっと止めてください。

(庁舎内放送)

議長（森田 瞳） はい。どうぞ。

会計室長（西田淳二） 認定第1号 一般会計歳入歳出決算

認定第2号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第4号 介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第5号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 令和3年度安堵町各種会計別決算総括表、款別決算額比較表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書

3 監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果の説明書

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

次に、認定第6号「令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について」、御説明させていただきます。

令和3年度水道事業会計決算の認定につきましては、地方公営企業法に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

認定第6号 令和3年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和3年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会に提出し、認定を求める。

令和4年9月1日提出、安堵町長 西本安博。

以上、令和3年度安堵町一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の認定についてでございます。

御審議の上、認定賜りますよう、お願いいたします。

議長（森田 瞳） 続きまして、決算審査意見を報告してください。

議会選出監査委員（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井委員。

(福井議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員(福井保夫) 監査委員、5番 福井です。それでは、監査委員による決算審査の結果について報告します。

これは、代表監査委員との合議によるものであることを最初に申し上げておきます。

はじめに、安堵町一般会計及び特別会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象、令和3年度安堵町一般会計歳入歳出決算、安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算、安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。

第2 審査の期間、令和4年7月20日、25日、27日。

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、安堵町監査委員 福井保夫。

第4 審査の方法、審査に付された各決算書及び決算付属書類が、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施した。

会計管理者が所管している諸帳簿及び決算に関する証拠書類等と照合し、また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、有価証券等については令和4年7月20日に確認を行った。

第5 審査の結果、審査に付された一般会計及び各特別会計の、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して作成され、誤りのないものと認められた。

また、各基金の運用状況についても、計数に誤りなく適正に運用されているものと認められた。

決算の結果、概要及び基金については、決算審査特別書2ページ以降のとおりでございます。

それでは審査の結果の意見を申し述べます。

審査意見。

令和3年度は最終年度となった「第4次安堵町総合計画」の実現や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のそれぞれの主旨を踏まえると同時に、令和4年度を始期とする「第5次安堵町総合計画」、「第2期総合戦略」の策定に向け、切れ目のない施策が展開できるよう必要な諸経費が計上され、住民生活に影響のあるものや町の発展につながる事業及び新型コロナウイルス感染症対応に係る事業を実施。

特に新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯への町独自給付、感染症から住民の

生活を守り安心して暮らせるように町内全世帯にマスクの配布、町内の地域経済活性化のための地域振興券の配布等の支援を行った。

令和3年度の決算は、一般会計については、歳入合計で39億268万6,294円、歳出合計36億2,487万3,097円、差引額は2億7,781万3,197円で、翌年度繰越財源2,376万3,000円を減じた実質収支額も2億5,405万197円と黒字となっている。

一般会計の自主財源は11億556万4,369円、財政構成においては28.34%であり、前年度と比べ3.15%増であるが、依然として低率となっている。町行政活動の自主性、安定性を得るために自主財源の増額を図るための策定が必要と思われる。

また、国民健康保険特別会計を除く特別会計についても、実質収支額は黒字となっており、本町の財政は収支において健全状態にあると言える。ただし、多額の不用額が出ている現状もあり、今後の予算編成及び執行において留意しておくべきものと思われる。

今後、より一層厳しい行政運営が予想されるが、計画的・効率的な財政運営で、限られた財源を最大限に活用し、効果を上げるよう町民の生活向上に努めることを期待するものである。

今後の財政運営について。

引き続き健全な財政運営に向けた取組を進められるとともに、自主財源の拡大策を検討する必要がある。また、ふるさと納税については幅広い分野で活用し、町独自の返礼品を検討し、財源確保と地域内経済の循環に努められたい。

令和4年度から「第5次安堵町総合計画・第2期総合戦略」を基に、子育て、教育、医療、生活環境など新たな取組が行われると予想されることから、役場全体の業務量がさらに増えることが懸念される。業務の見直しを行い、人員については特定の職員に仕事が集中しないよう効率的な配置をするなど配慮されたい。

公共施設等の管理費用や老朽化による修繕については、長期的な視点に立ち総合的かつ計画的な対応に努められたい。

負担金・補助金・交付金について、町にとって負担額が適切な金額か根拠が明確か担当課において、しっかりとチェックを行い適正に対応されたい。また、各種イベントについても、目的・効果・実施主体などあらゆる方向から内容等を検討し、見直しに努められたい。

続いて、令和3年度安堵町水道事業会計決算審査の結果について。

第1 審査の対象、令和3年度安堵町水道事業会計決算。

第2 審査の期日、令和4年7月27日。

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、安堵町監査委員 福井保夫。

第4 審査の方法、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳簿その他の会計帳

票及び関係書類との帳簿突合、証憑突合、決算突合等の通常実施すべき審査手続及び必要と認められたその他の審査手続を実施した。

また、関係職員から説明を聴取するとともに、定期監査及び例月現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施した。

なお、審査にあたっては、水道事業が地方公営企業法第3条の規定に従い、合理性と能率性の発揮と公共の福祉を増進するよう運営されたかどうかを検討するための分析等も行った。

第5 審査の結果、審査に付された令和3年度安堵町水道事業会計決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、当事業年度の経営成績及び当事業年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

決算の概要は、決算意見書2ページ以降のとおりです。

それでは、審査結果の意見申し述べます。

審査意見。

令和3年度決算において、営業収益が1億5,413万2,047円で、対前年度632万6,569円増加し、うち給水収益は1億3,882万9,516円で、対前年度544万5,393円増加した。

また、営業費用は1億5,163万8,065円で、対前年度309万2,039円減少した。これに営業外収益2,012万1,759円を加算し、営業外費用83万868円を減算した結果、当年度純利益は2,178万4,873円となり、前年度繰越利益剰余金7億1,859万7,556円を加味すると、令和3年度の利益剰余金は7億4,038万2,429円となった。

令和3年度の決算に関し、水道事業収益は1億7,425万3,806円で対前年度593万788円の増加であることから遜色ない結果となっている。

資本的収支についても、予算内で計画的に執行できている。今後も収支について精査しつつ、水道事業運営を適切に進められたい。

以上でございます。

議長（森田 瞳） これより、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号につきましては私、議長と監査委員である福井議員を除く7人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、議長と監査委員を除く7人の委員で構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

次に、認定第2号から認定第6号までの5議案についても、議長と監査委員である福井議員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第6号までの5議案については、議長と監査委員を除く7名の委員で構成する特別会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

只今、設置されました各決算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩いたします。

-----  
休 憩 (午後 1時19分)

再 開 (午後 1時21分)  
-----

議長(森田 瞳) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程、設置された決算審査特別委員会の正副委員長を報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会 委員長 大星議員、副委員長 松田議員。

特別会計等決算審査特別委員会 委員長 増井議員、副委員長 近藤議員。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

---

議長（森田 瞳） 日程第28 報告第2号「令和3年度決算に係る健全化判断比率報告書について」及び日程第29 報告第3号「令和3年度決算に係る資金不足比率報告書について」を一括議題といたします。

一括して説明を求めます。

総合政策課長（富士青美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。富士総合政策課長。

（富士総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富士青美） それでは、報告第2号、第3号を一括して御説明させていただきます。

いずれも、令和3年度決算を基にして算定した結果を報告するものでございます。

まず、報告第2号「令和3年度決算に係る健全化判断比率報告書について」ですが、実質赤字比率と連結実質赤字比率については、令和3年度決算が黒字でしたので、赤字比率は該当しません。

実質公債費比率及び将来負担比率については、それぞれ早期健全化基準値を下回っているため、問題ないという結果になりました。

次に、報告第3号「令和3年度決算に係る資金不足比率報告書について」、でございますが、水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足には該当しないという結果になりました。

以上、御報告させていただきます。

議長（森田 瞳） 続きまして、審査の結果について報告を求めます。

議会選出監査委員（福井保夫） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。福井委員。

(福井議会選出監査委員 登壇)

議会選出監査委員（福井保夫） それでは、監査委員2名を代表いたしまして、令和3年度決算に係る財政健全化判断比率の審査結果及び資金不足比率の審査結果について、一括して報告します。代表監査委員との合議によるものです。

はじめに、財政健全化判断比率です。

第1 審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき算定された、健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日、令和4年7月27日。

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、安堵町監査委員 福井保夫。

第4 審査の方法、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員から説明及び聴取を実施した。

第5 審査の結果、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

各比率は、意見書2ページ以降に掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字比率には該当しない。実質公債比率及び将来負担比率については健全と言える。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項は無い。

次に、資金不足比率ですが、

第1 審査の対象、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期日、令和4年7月27日。

第3 審査の実施者、安堵町監査委員 徳久亮太郎、安堵町監査委員 福井保夫。

第4 審査の方法、審査に付された令和3年度決算に基づく資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、資金不足比率を算定するための算

定様式の記載事項について、関係部局が作成した算定根拠資料、関係証書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

第5 審査の結果、審査に付された令和3年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

比率は、意見書2ページに掲載しているとおりであります。

それでは、審査結果意見を申し述べます。

令和3年度の水道事業会計、下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないため、資金不足比率には該当しない。

よって、特に是正改善を要する、指摘すべき事項は無かった。

以上です。

議長（森田 瞳） これより、一括質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号及び報告第3号を終結します。

---

議長（森田 瞳） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9月5日、午前10時開会です。一般質問を予定しております。

本日は、これにて散会いたします。

おつかれでした。

---

散 会

午後 1時29分

---

